

固定資産税(償却資産)申告の手引

第 26 号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者が、地方税法(以下「法」という。)第 383 条又は第 745 条第 1 項の規定により、市町村長又は都道府県知事へ、当該償却資産の申告をする場合に使用するものです。
- (2) 傷却資産の申告は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」、「種類別明細書(全資産用・プレ申告用)」、の2種類を1組として北栄町役場へ提出してください。

2 記載要領

- (1) 傷却資産申告書は、次によって記載してください。
- (2) 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の各欄の記載の仕方

欄	記載の仕方	留意事項
受付	申告書を提出する年月日を記載してください。	
申告書等送付番号	記載する必要はありません。	
1 住所(納税通知書送付先)	住所(納税通知書送付先)及び電話番号を正確に記載し、フリガナを付してください。 また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。	原則として主たる事務所等の所在地を記載することになりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っておれば、当該事務所等の所在地を記載することになります。
2 公簿上の住所又は所在地	記載する必要はありません。	
3 氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	氏名を記載し、フリガナを付してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を押印してください。 屋号があれば記載してください。	
4 公簿上の生年月日又は設立年月日	記載する必要はありません。	
5 個人番号又は法人番号	平成 27 年 10 月から住民票を有するすべての人に順次通知される 12 桁の番号を記載してください。 法人等は、国税庁長官から法人番号が通知されます。	
6 事業種目(資本金又は出資金の額)	事業の種目を具体的に記載してください。(例えば、ミシン製造業、自動車販売業等) また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。	2 以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。
7 事業開始年月	個人の場合は、事業を開始した年月、法人の場合は、当該法人の設立年月を記載してください。	
8 この申告に応答する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	
9 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。	

欄	記載の仕方	留意事項
10 短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第 57 条第1項又は所得税法施行令第 130 条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を選択してください。	「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写を添付してください。
11 増加償却の届出	法人税法施行令第 60 条又は所得税法施行令第 133 条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を選択してください。	「有」に該当する場合は、「届出書」の写を添付してください。
12 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を選択してください。 なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、別途書類の提出を求められる場合があります。
13 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を選択してください。	課税標準の特例に該当する資産については、別途書類の提出を求められる場合があります。
14 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第 42 条から第 50 条まで及び第 142 条の規定又は所得税法第 42 条から第 44 条まで及び第 165 条、第 58 条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を選択してください。	償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められません。
15 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を選択してください。	
16 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を選択してください。	
17 市(区)町村内における事業所等資産の所在地、事業所用家屋の所有区分	申告先の同一市(区)町村内における事業所等資産の所在地を記載してください。 また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。 事業所用家屋の所有区分について該当する方を選択してください。	事業所等資産の所在地が1か所だけでその所在地が「1住所(又は納税通知書送達先)」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
18 借用資産(有・無)	借用資産の有無について該当する方を選択してください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。	
19 資産に増減なし	前年から資産に増減が無ければ選択してください。	
20 該当資産なし	該当する資産が無ければ選択してください。	
21 転出・廃業・解散・その他	該当するものを○で囲み、年月日を記載してください。	
22 備考(添付書類等)	次のような事項を記載してください。 ①「短縮対応年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称 ②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項	

欄	記載の仕方	留意事項
22 備考(添付書類等)	<p>③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度</p> <p>④前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項</p> <p>⑤納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名</p> <p>⑥その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項</p>	
取得価額		
前年前に取得したもの(イ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この額は前年度の申告書の(ニ)欄の額と同じです。
前年中に減少したもの(ロ)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この欄の合計額は種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。
前年中に取得したもの(ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。
計 イ-ロ-ハ (ニ)	((イ)前年前に取得したもの) - ((ロ)前年中に減少したもの) + ((ハ)前年中に取得したもの)によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	
令和8年1月1日現在の帳簿価額	<p>法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却費の計算の基礎となるべき1月1日現在における償却資産の価額を資産の種類別に記載してください。</p> <p>この場合、法定限度額まで減価償却を行っていない資産にあっては、法定限度額まで減価償却を行った後の価額(いわゆる堅ろう構築物等にあっては、取得価額の100分の5の価額)を記載することとし、圧縮記帳、特別償却は行わず、定率法による月割償却によって算出された額を資産の種類別に記載してください。</p>	
評価額(ホ)	評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	全資産申告の場合は、種類別明細書(全資産用)の「価額」の合計額と同じになります。
※決定価格(ヘ)	記載の必要はありません。ただし電算処理により全資産申告を行う場合は、「令和8年1月1日現在の帳簿価額」の合計額と「評価額(ホ)」の合計額の欄の高いほうを記載してください。	

※課税標準額(ト)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合には、記載を必要とします。この場合、種類別明細書(全資産用)の「※課税標準額」の合計額と同じになります。	
-----------	---	--

(3) 「種類別明細書(全資産用・プレ申告用)」の各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
令和 年度(年号)	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	記載する必要はありません。	
所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。	
異動区分	「1.増加」「2.減少」「3.訂正」のいずれかの数字を記載してください。	
資産の種類	「1.構築物」、「2.機械及び装置」、「3.船舶」、「4.航空機」、「5.車両及び運搬具」、「6.工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。	
物件番号	記載する必要はありません。	
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記載してください。	
数量	資産の数量を記載してください。	
取得年月(年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記載してください。 なお、年号については、M.明治、T.大正、S.昭和、H.平成、R.令和とし、それぞれの年号に対応するアルファベットを記載してください。	
取得価額(イ)	当該資産の取得価額を記載してください。 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)です。 また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取引価額を記載してください。	昭和25年12月31日以前に取得された資産については「物価の変動に応ずる補正倍数表」により、その取得価額を補正する必要があります。 詳細は、担当部課へお尋ねください。
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第8まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記載してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。
減価残存率(ロ)	別添の減価残存率表により耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。	

欄	記載のしかた	留意事項
価額(ハ)	<p>次の算式によって計算した償却資産の価額を記載してください。</p> <p>①前年中に取得した資産 取得価額×Ⓐ ②前年前に取得した資産 前年度評価額×Ⓑ ③前年前に取得した償却資産で新たに課税されるもの 取得価額×A×Bⁿ⁻¹</p> <p>注)1.Ⓐ及びⒷは、減価残存率表に掲げる耐用年数に応ずるⒶ欄及びⒷ欄の減価残存率をいいます。</p> <p>2.nは、[評価額を求める年度-取得年次]の算式によって求められる年数をいいます。</p>	増加償却、陳腐化償却又は評価額の補正の適用を受ける資産については、通常の控除額にこれらの償却等を行ったことによる控除額を加算して価額を算出してください。
※課税標準の特例(率・コード)	<p>記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、次の例のように記載してください。</p> <p>(例)1/12の特例→112 2/3の特例→203</p>	
※課税標準額	<p>記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る決定価格(償却資産申告書の「決定価格(ト)」欄の額に参入されている額)を記載してください。</p> <p>なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に特例率を乗じて得た額を記載してください。</p>	
増加事由	資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。	
摘要	<p>当該資産について、次のような事項を記載してください。</p> <p>①課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例:法349条の3第1項) ②割賦販売資産等法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等 ③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 ⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ⑥その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項</p>	

参考 業種別主な償却資産の例

各業種共通のもの	駐車(輪)場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、扉、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、金庫、レジスター、消火器、陳列棚、陳列台、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、事務機器、福利厚生設備 など
農業	ビニールハウス、耕運機、梨棚、ブドウ棚、ネット、選果機、精米機、農機具、堆肥盤など
喫茶店、飲食店	接客用家具、備品、厨房設備、カラオケセット、放送設備、室内装飾品、製麺機、日よけ など
理容業、美容業	理(美)容椅子、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸し器、ドライヤー、ペーマ器、サインボール など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備 など
医院・歯科医院 薬局業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャナー、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器など)、薬品戸棚 など
工場	動力配線、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、各種工具 など
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機 など
建設業	大型特殊自動車、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、各種工具 など
ガソリン給油所	ガソリン計量器、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、構内装置、独立キャノピー など
自動車整備業	旋盤、溶接機、充電器、コンデンサー、各種工具、事務機器 など
食肉、鮮魚販売業	肉切断機、挽肉機、ポンプ など
金属製品組立加工業	旋盤、ボール機、定盤、フライス盤、プレス、カッター、研磨機、溶接機、クレーン、コンプレッサー、各種工具 など

減価残存率表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中 ① 取得のもの	前年前 ② 取得のもの		前年中 ① 取得のもの	前年前 ② 取得のもの		前年中 ① 取得のもの	前年前 ② 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
34	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

中古資産の耐用年数

中古資産を取得して事業の用に供した場合には、その資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した以後の使用可能期間として見積もられる年数によることができます。

ただし、その中古資産を事業の用に供するために出した資本的支出の金額がその中古資産の再取得価格（中古資産と同じ新品のものを取得する場合のその取得価格をいいます。）の 50%に相当する金額を超える場合には、耐用年数の見積もりをすることができず、法廷耐用年数を適用することになります。

また、使用可能期間の見積もりが困難であるときは、次の簡便法により算定した年数によることができます。

ただし、その中古資産を事業の用に供するために出した資本的支出の金額がその中古資産の取得価格の 50%に相当する金額を超える場合には、簡便法により使用可能期間を算出することはできません。

(1) 法定耐用年数の全部を経過した資産

その法定耐用年数の 20%に相当する年数

(2) 法定耐用年数の一部を経過した資産

その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の 20%に相当する年数を加えた年数

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

（注）中古資産の耐用年数の算定は、その中古資産を事業の用に供した事業年度においてするものができるものですから、その事業年度において耐用年数の算定をしなかったときは、その後の事業年度において耐用年数の算定をすることができません。

＜計算例＞

法定耐用年数が30年で、経過年数が10年の中古資産の簡便法による見積耐用年数

(1) 法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数

30 年 - 10 年 = 20 年

(2) 経過年数 10 年の 20%に相当する年数

10 年 × 20% = 2 年

(3) 耐用年数

20 年 + 2 年 = 22 年

国税と固定資産税の違いについて

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	固定資産税の取り扱い (固定資産税(償却資産))
償却計算の期間	事業年度(決算期)	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度 (建物は定額法)	定率法(国税の旧定率法)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
特別償却・割増償却	認められる	認められない
評価額の最低限度	備忘価格(1円)	取得価格の100分の5
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	認められる	認められない
改良費(資本的支出)	原則区分、一部合算も可能	区分

リース資産の扱いについて

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人(会社等)に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人(会社等)に申告していただく場合があります。

大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は、次の表のとおりになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 特徴:賃貸期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収 など	申告不要	資産の所在する市町村へ申告
実際の売買にあたるようなリース資産 特徴:所有権保留付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となる	自己の資産として申告が必要	申告不要

※農協が事業主体となって国等から補助を受けてビニールハウス等を導入し、農家に長期間貸し付け、補助金を差し引いた物件価格と金利相当額を農家が返済した後に、その物件が農家の所有物となる方式があります。

このような方式で導入されたビニールハウス等は借り手である農家が自己の資産として申告する必要があります。

また、固定資産税については、圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等の額を取得価格に加えて申告していただく必要があります。